**土砂災害に関する避難確保計画*≪ひな形≫***

**【施設名：○○○○○】**

作　成：令和○年○月○日

（改 訂：令和○年○月○日）

１［目的］

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第８条の２に基づき、本施設｛校・園｝近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

２［計画の報告］

計画を作成または必要に応じて見直し・修正をしたときは、土砂災害法第８条の２第２項に基づき、遅滞なく当該計画を市長へ報告する。

３［計画の適用範囲］

この計画は、本施設｛本校（園）｝に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

　【○○○○○（施設名）の状況】

　　平日：利用者（園児・児童・生徒）　○名、職員　○名

　　（夜間：利用者（園児・児童・生徒）　○名、職員　○名）

　　休日：利用者（園児・児童・生徒）　○名、職員　○名

４［防災体制に関する事項］

(1)［各班の任務と組織］

1. 各班の任務
2. 指揮班

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

1. 情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。

1. 避難誘導班

避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象な

どを発見した場合に、利用者（園児・児童・生徒）を安全な場所へ避難誘導する。

1. 組織図

図-１　職員の役割分担



1. 参集基準

表１　参集基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 判断基準 | 主な業務内容 | 対応者 |
| 参集準備 | ・台風接近が予想される場合  ・大雨が予想される場合 | ・気象情報等の情報収集 | ・職員全員 |
| 防災当番職員参集 | ・大雨警報が発表された場合 | ・気象情報等の情報収集  ・避難準備 | ・防災当番職員 |
| 全職員  参集 | ・土砂災害警戒情報が発表  　された場合  ・警戒レベル３ 避難準備・  高齢者等避難開始等が発令  された場合 | ・気象情報等の情報収集  ・関係機関等への連絡・通報  ・避難誘導 | ・職員全員 |

1. 連絡網

図２　緊急時連絡網



1. 関係機関緊急連絡先

表２　関係機関緊急時連絡先



(2)［事前対策］

台風の接近など、あらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直職員の増員やサービス｛登校・登園｝の中止などを検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。

(3)［情報収集及び伝達］

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班および利用者（児童・生徒）へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は、速やかに市役所・消防署等へ通報する。

表３　主な情報及び収集方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 | 職員共有方法 |
| 気象情報 | テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁のホームページ）など | 電話  メール、LINEなど |
| 土砂災害警戒情報 | テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁のホームページ）など | 電話  メール、LINEなど |
| 避難勧告等  ・警戒レベル３ 避難準備・高齢者等  避難開始  ・警戒レベル４ 避難勧告､避難指示  （緊急） | 市役所  テレビ、ラジオ、インターネットなど | 電話  メール、LINEなど |

表４　情報伝達の内容・連絡先等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 報告対象情報 | 担当者 | 伝達  手段 | 報告先 |
| 前兆現象 | 情報収集班 | FAX・電話 | 由布市役所（防災安全課） |
| 被害情報 | 情報収集班 | FAX・電話 | 由布市役所（防災安全課）、消防等 |
| 避難準備等について | 避難誘導班 | 館内放送  口頭 | 利用者（児童・生徒） |
| FAX・電話 | 時間外：由布市役所〇〇振興局地域振興課  時間内：由布市役所（〇〇課〈担当課〉） |
| 避難開始等について | 避難誘導班 | 館内放送  口頭 | 利用者（児童・生徒） |
| FAX・電話 | 時間外：由布市役所〇〇振興局地域振興課  時間内：由布市役所（〇〇課〈担当課〉）  家族（保護者） |

５［避難誘導に関する事項］

1. 避難誘導等

避難誘導する避難場所は「○○○○○」とする。

　　　　但し、避難場所まで、立ち退き避難が困難な場合は、近隣の待避場所○○○○○に待避する。

立ち退き避難が危険な場合は、施設の○○○室へ避難誘導する。

1. 避難基準
2. 市役所等からの情報に基づく判断

次の避難勧告等の発令または気象情報の発表のいずれかがあった場合に、避難等を開始する。

〇避難開始基準 ： (1)警戒レベル３ 避難準備・高齢者等避難開始の発令

(2)土砂災害警戒情報の発表

1. 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため施設｛校・園｝内から確認できる範囲で把握し市に報告する。

＜土砂災害の前兆現象＞

・ がけの表面に水が流れ出す

・ がけから水が噴き出す

・ 小石がパラパラと落ちる

・ がけからの水が濁りだす

・ がけの樹木が傾く

・ 樹木の根の切れる音がする

・ 樹木の倒れる音がする

・ がけに割れ目が見える

・ 斜面がふくらみだす

・ 地鳴りがする

1. 避難方法
2. 避難場所「○○○○○」へ避難の場合

・「○○○○○」までの移動は、車｛徒歩｝によるものとする。

　　　　　　車による移動：車両○台（利用者｛園児・児童・生徒｝○名、職員○名）

　　　　　・施設｛学校・園｝からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

1. 施設｛校・園｝内避難の場合

・施設｛学校・園｝の○○○室への避難は、徒歩・車いすによるものとし、エレ

　ベータの使用は車いす利用者を優先する。

・施設｛校・園｝内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認

　する。

1. 避難経路
2. 避難場所「○○○○○」へ避難の場合

・経路図は、別添図のとおりとする。

1. 施設｛校・園｝内避難の場合

・施設内の避難経路は、エレベータおよび階段とする。

　（エレベータ使用については、停電等の可能性に留意する。）

・施設｛校・園｝内の避難経路は、最も安全で速やかに移動できる経路を選択する。

1. 施設周辺や避難経路の点検
   1. 施設周辺等の点検

・避難場所「○○○○○」に移動する際、支障となる物がないか定期的に点検を行

　い、ある場合は速やかに移動させるほか、支障となる敷地内の樹木は適宜剪定を

　実施する。

* 1. 避難経路の点検

・避難場所「○○○○○」までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して

　移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、職員間で情報共有する。

1. 避難の実施

・避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します。」と、職員及び利用者｛児童・生徒｝に周知する。

　　　　また、家族（保護者）及び市役所へも避難開始と完了時に連絡する。

６［避難の確保を図るための施設の整備に関する事項］

* 1. 停電した時のため、自家発電装置（発電機）を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。
  2. 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する設備及び資機材として、表５に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表５　避難確保資機材等一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資機材 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、由布市防災ラジオ、電池、携帯電話用バッテリーなど |
| 避難誘導 | 名簿（職員、利用者｛園児・児童｝）、案内旗、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、大人用紙おむつ、常備薬  施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具など |

７［防災教育及び訓練の実施に関する事項］

1)防災教育

　施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。

　なお、研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とし、その主な内容は以下のとおり。

1. 土砂災害の前兆現象について
2. 情報収集及び伝達体制
3. 避難判断・誘導
4. 本避難確保計画の周知

2) 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

1. 訓練内容
2. 情報収集及び伝達
3. 避難判断
4. 避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）

（補助が必要な園児｛児童｝に応じた避難手法、避難方法など）

1. 訓練の実施時期

　訓練は、出水期前まで（４月から５月）に、全職員及び利用者｛園児・児童｝を対象に実施する。

　なお、新規採用職員の訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し机上訓練等を実施する。

**【避難場所へ避難する場合の避難経路図】**

　　　　「施設の位置」及び「避難先の位置」、「施設から避難先までの避難ルート」が

　　　　わかる地図を添付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | チェック項目 | |
| 浸水想定区域 | 大分川水系（〇〇川） | 浸水想定 〇〇　cm（m） |
| 避難所（避難場所） | 〇〇〇〇〇 | 距離　　　〇〇ｍ |

避難経路図

【施設内掲示用　避難確保計画イメージ】